

ケアライフ昇町非常災害時の対応について

- ・ 立地条件

当施設は海拔/標高 32.6m となり、土砂災害警戒区域や河川からも離れており、危険性は低い土地となっております。

- ・ 災害情報入手方法

災害による被害の状況や復旧の進行度合いなどは、ホームページ等を利用して情報発信を行います。

- ・ 災害時の連絡先

ケアライフ昇町 092-513-1765

施設社用携帯 080-3348-2174

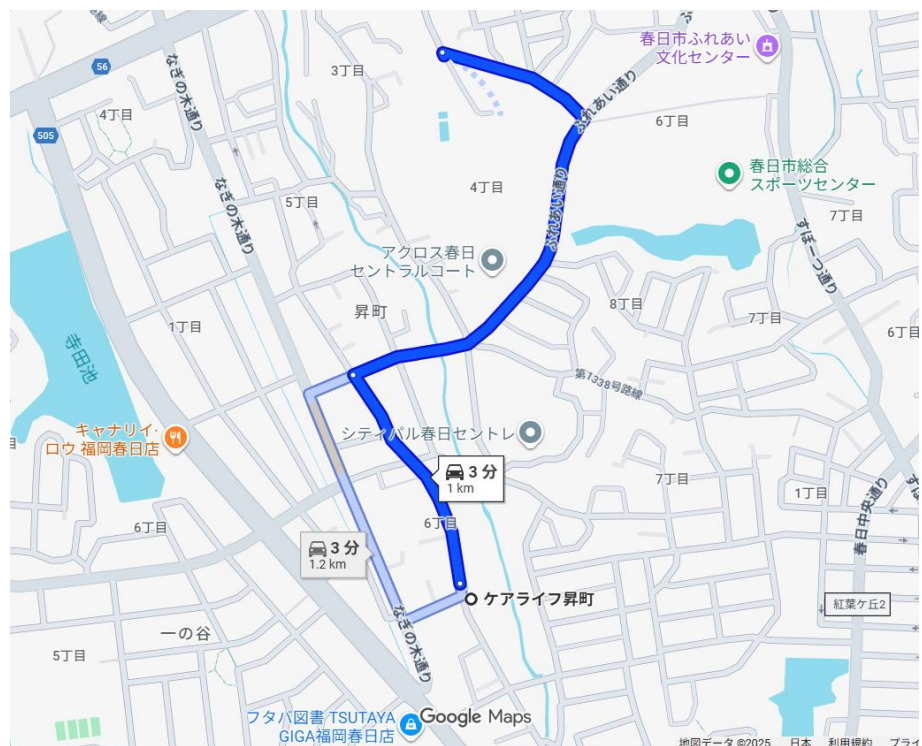
- ・ 指揮体制

役割	担当者
災害対策部長	施設長
災害対策副部長	管理者
看護班長	看護員
介護班長	介護員
設備等担当班	事務員

- ・ 避難の判断基準と対応

地震における基準と対応	震度 6 弱以上の地震が発生し、施設や周辺地域の被害状況に応じ避難。避難場所は大谷小学校とし避難方法は職員誘導の元、状況に応じ車両か徒歩にて行う。
風水害における基準と対応	大雨特別警報や土砂災害、洪水警報等が発表され、施設や周辺地域の被害状況に応じ避難。大雨や洪水警報については 2 階談話室に避難。土砂災害警報時の避難場所は大谷小学校とし避難方法は職員誘導の元、状況に応じ車両か徒歩にて行う。

・避難場所までの避難経路



・人員体制と参集基準

当社では、大規模な災害発生時には、勤務外の職員にも緊急出勤を要請していくことにします。また、災害発生時には通信手段が不通になることを前提として、あらかじめ職員の参集基準を以下のとおりとします。

参集方法	緊急連絡網による参集	自動参集
判断基準	甚大な被害が生ずると推測される場合 ・大雨特別警報や土砂災害、洪水警報等が発表され、施設や周辺地域の被害状況が確認できた場合	甚大な被害が生じた場合 ・震度 6 弱以上の地震や豪雨災害等が発生し、施設に被害が及んでいる場合
地震	・施設所在地域で震度 5 弱が発生したとき	・施設所在地域で震度 6 弱以上が発生したとき
水害	・大雨、洪水、暴風雨、高潮特別警報等が発令され、施設所在地域で浸水等による被害が発生しそうなとき	・大雨、洪水、暴風雨、高潮特別警報等が発令され、施設所在地域で浸水等による被害が発生しそうなとき

その他	・ 地域生活に支障を及ぼす異常な自然現象があり、警戒態勢が必要なとき	・ 地域生活に支障を及ぼす異常な自然現象が発生したとき
-----	------------------------------------	-----------------------------

・ 役職員等の緊急出勤の基準

災害の程度	管理職等	役職者	一般職員等
震度 6 以上	自発的に出勤	自発的に出勤	自発的に出勤
震度 5 強・弱	自発的に出勤し、施設の被災程度から、必要と判断した場合は職員に出勤指示	役職員等の指示・連絡により出勤	役 職 員 等 の 指 示・連絡により出勤
震度 4 以下	施設職員との連絡により、必要と判断した場合は出勤指示	同上	同上
風水害による被災	同上	同上	同上

ただし、下記の状態にある職員は対象外とします

- ① 職員自身、もしくは家族が負傷している場合
- ② 自宅建物が被災し家族が危険な状態にある場合
- ③ 小学生以下の家族の所在が不明でかつ連絡がとれない場合
- ④ 小学生以下の家族が自宅にいて、他に保護する家族がいない場合
- ⑤ 同居家族に高齢者や病人がおり、他に保護する家族がいない場合
- ⑥ 職員自身が外出先で帰宅難民となり、出勤が不可能な場合

・ 基本的対応事項

災害発生直後	・ 職員の安全確保 ・ 利用者の安否確認 ・ 利用者の見守り、声かけ、怪我の処置
--------	--

	・ ライフラインの確認 ・ 施設内外や設備の被害状況の確認
発生後	・ 参集職員と施設職員で対策会議 ・ 業務の再編成と職員の役割分担を決定 ・ 利用者家族やケアマネジャーへの連絡 ・ 法人本部と協議 ・ B C P 発動
2 日目以降	・ 優先業務の決定 ・ 休止の有無について本部と協議 ・ 利用者へ電話訪問 ・ ライフラインや建物の復旧状況により業務通常化へ

・ 非常災害対策計画

当施設の計画については HP へ掲載しておりますので定期的なご確認をお願い致します。